

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月9日
【事業年度】	第12期（自平成22年9月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	サムシングホールディングス株式会社
【英訳名】	Something Holdings. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前 俊守
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川1丁目17番24号
【電話番号】	03(5566)5555(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 笠原 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川1丁目17番24号
【電話番号】	03(5566)5555(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 笠原 篤
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年3月31日に提出いたしました第12期（自平成22年9月1日至平成22年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 3. 配当政策

##### 6. コーポレート・ガバナンスの状況等

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

##### （訂正前）

当社は、株主に対する利益還元を経営課題の1つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらには、全国展開を図るために有効投資して参ります。

当社は、剰余金の配当を、株主総会の決議により決定するものとしております。また当社は、「取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めておりますが、当面は中間配当はこれを見送り、年1回の期末配当のみとする方針であります。

なお、当期につきましては、決算期変更に伴う4ヶ月決算となりますので、期末配当につきましては見送りとさせていただきます。

今後につきましては、利益水準、事業環境見通し、財務体質、資金需要等を総合的に勘案した上で、随時利益配当を実施する方針です。

##### （訂正後）

当社は、株主に対する利益還元を経営課題の1つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらには、全国展開を図るために有効投資して参ります。

当社は、剰余金の配当を、株主総会の決議により決定するものとしております。また当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月末日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めておりますが、当面は中間配当はこれを見送り、年1回の期末配当のみとする方針であります。

なお、当期につきましては、決算期変更に伴う4ヶ月決算となりますので、期末配当につきましては見送りとさせていただきます。

今後につきましては、利益水準、事業環境見通し、財務体質、資金需要等を総合的に勘案した上で、随時利益配当を実施する方針です。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

(中略)

#### 二．中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

(中略)

#### 二．中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(後略)